

農業委員会会長交際費支出基準

第1 交際費は、農業委員会の会長が、農業委員会を代表し、対外的に活動する業務執行のため、外部との交際上必要とするものであって、支出の内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ必要最小限の金額とする。

第2 交際費の支出項目及び内容は、次のとおりとする。

1 会費

外部の農業団体が主催する会費制の懇談会等への出席に伴う会費

2 慶弔

葬儀での香典、生花等慶弔の際に支出される経費

3 会議等

意見交換、情報収集等を目的として行う会議等への出席に伴う経費

4 その他

上記のほか、農業委員会の運営に必要と認められる場合は、その都度決定するものとする。

附則

この基準は、平成20年2月21日から施行する。